平成２８年（フ）第１４１５号
埼玉県蓮田市関山３丁目10番19号　チェリーマンション201号
債務者　関　　義勝
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６５４号
埼玉県草加市草加１丁目10番１―419号、旧住所埼玉県草加市草加３丁目３番32号　ミキハイツ302号
債務者　アレホ　エバンジェリン　バラトバト
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第５７８号
埼玉県所沢市大字上安松838番地の６　ブラッド103
債務者　櫻田　修子
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第５９３号
埼玉県川越市大字木野目223番地（アークヒルズ７番館102号室）
債務者　榊原　真澄
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第５９６号
埼玉県川越市大字上寺山457番地３（ニュータウン瑞穂Ｄ棟102号室）、前住所埼玉県川越市大字小堤84番地１（ハイラーク川越306号室）
債務者　山畑　純子
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第３３１号
埼玉県児玉郡美里町大字猪俣1093番地　ロワール美里Ｃ号
債務者　森下真由美
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第７７号
岐阜県恵那市長島町中野478番地11
債務者　田中　勇希
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第２９１号
静岡県富士市中野522番地の１市営住宅二子団地Ｅ―103号
債務者　遠藤　大輔
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第１８５号
静岡県富士市川成島487番地の２　ケイズ・ヒビキ201号
債務者　山口　伸弥
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第８６１号
堺市北区新金岡町２丁３番32―1007号
債務者　田口　　武
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第８６２号
堺市北区新金岡町２丁３番32―1007号
債務者　田口　國惠
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１９４号
香川県高松市南新町６番地１
債務者　岡田伊津子（旧姓松原）
1　決定年月日時　平成28年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２２０号
香川県高松市屋島西町1756番地１　アルカディア屋島Ａ―201
債務者　長町　剛志
1　決定年月日時　平成28年11月28日午前10時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第４８３号
北九州市小倉北区井堀１丁目１番10―205号
債務者　山下　優太
1　決定年月日時　平成28年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３１９号
沖縄県島尻郡南風原町字新川202番地８　シャローム新川205
債務者　宮城　正尋
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１１２号
北海道登別市新川町３丁目21番地１
債務者　菊池　雅子
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係